

第2次日高市環境基本計画 (概要説明)

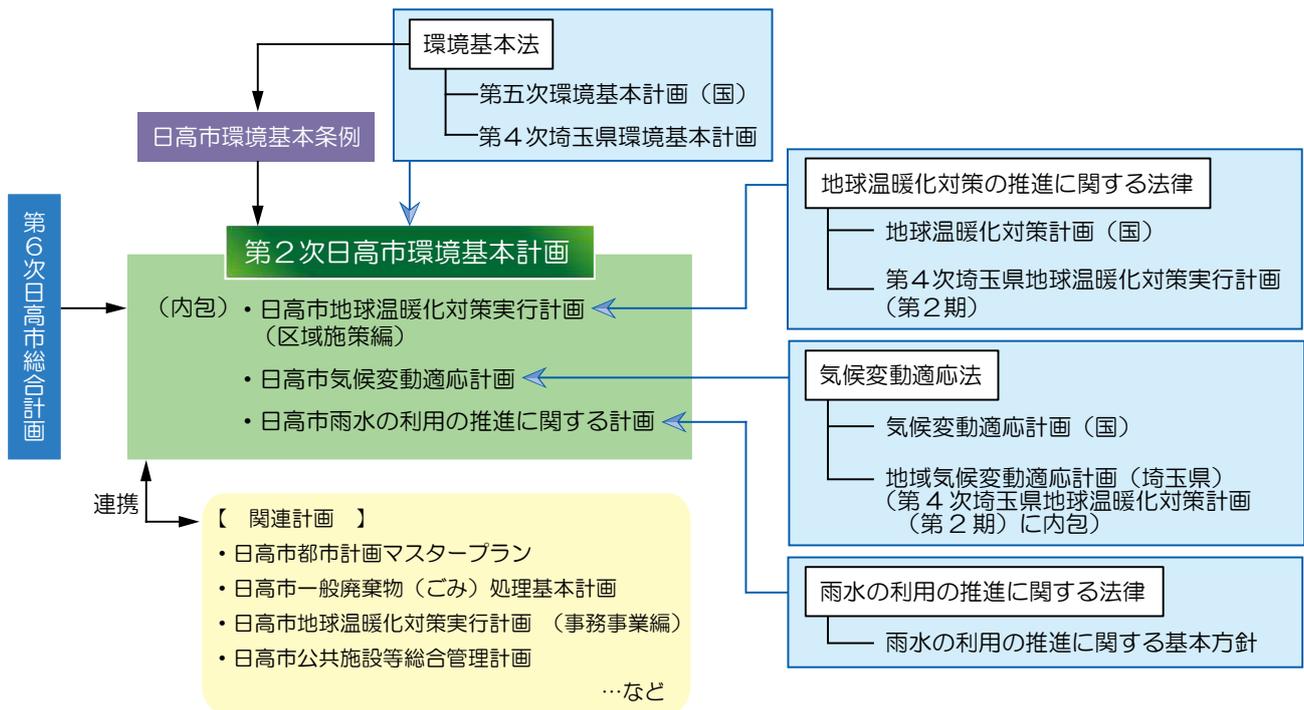
(はじめに) 環境基本計画とは

環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めるもので、良好な環境づくりに向けての基本的な考え方、目標及び達成手段を示し、市、市民及び事業者が連携して環境施策・取組を進めていく際の指針となるものです。

日高市では、「日高市環境基本条例」に基づき策定され、上位計画である第6次日高市総合計画に掲げる本市の将来都市像である「誰もが安心して住み続けられる ふれあい清流文化都市 日高」の実現を、環境面から目指すものです。

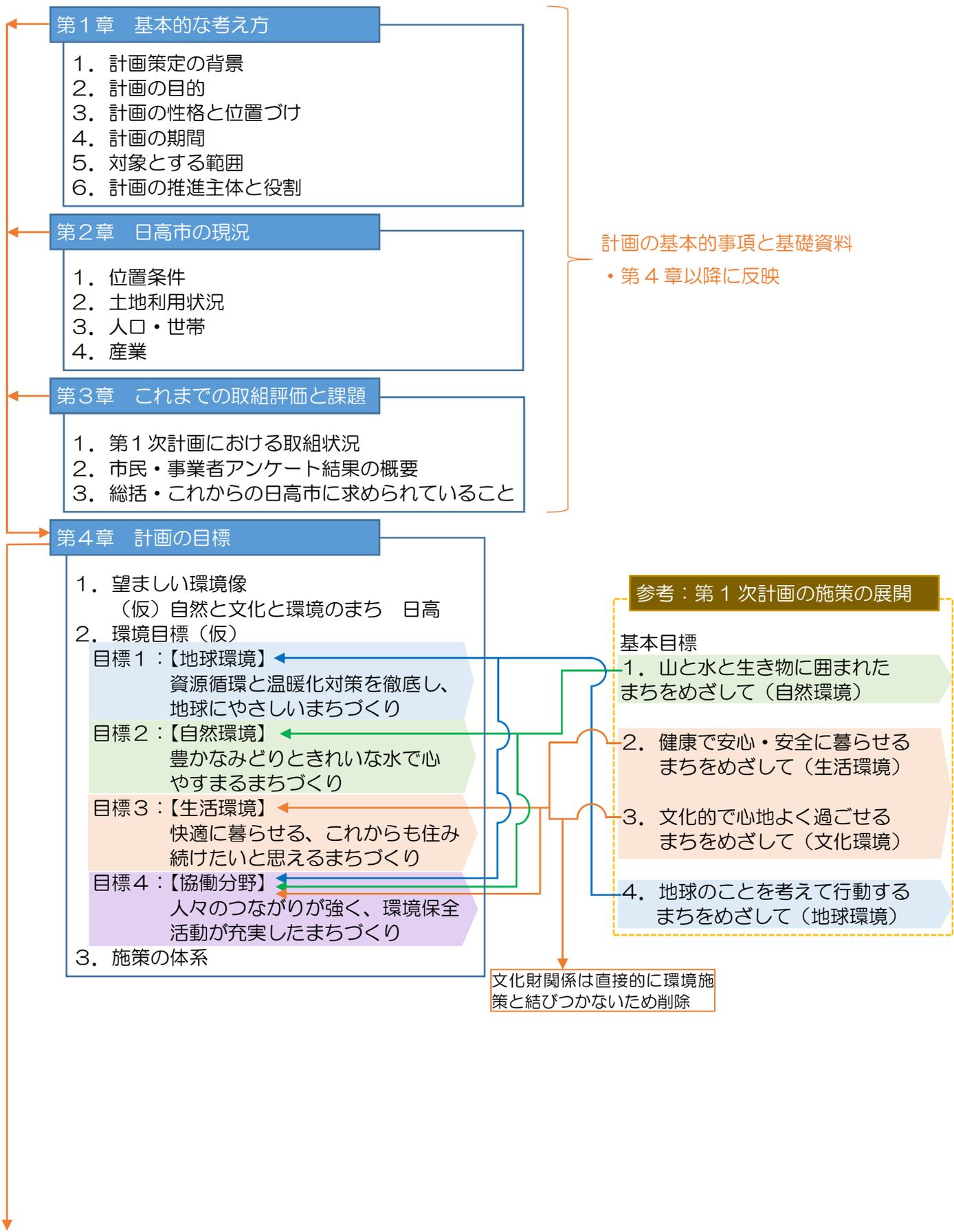
本計画の推進にあたっては、国や県の環境基本計画などの関連計画、その他本市で定める他の個別計画等と連携していくこととします。

なお、今回の改定にあたり、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応計画」及び「雨水の利用の推進に関する計画」を包含することとします。



本計画の位置づけ(イメージ)

【計画の構成】



目標の達成に向けた施策の展開

第5章 施策の展開

目標 1 :

- 取組の方針 1. 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
- 取組の方針 2. 日高市気候変動適応計画
- 取組の方針 3. 日高市雨水の利用の推進に関する計画
- 取組の方針 4. 廃棄物に関する方策

目標 2 :

- 取組の方針 1. みどりの保全と創出
- 取組の方針 2. 水辺環境の保全
- 取組の方針 3. 生物多様性の保全と把握

目標 3 :

- 取組の方針 1. 健康・安全 (典型7公害、生活公害など)
- 取組の方針 2. 快適 (空き地・空き家、ポイ捨てなどの景観)

目標 4 :

- 取組の方針 1. 学びの場の創出
- 取組の方針 2. 協働の充実

施策の展開での具体的な取組 (例) の提示

第6章 環境配慮指針

計画の運用方法の提示

第7章 計画の推進体制と進捗管理

- 1. 推進体制
- 2. 進捗管理